掛川市条例第４号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>
（不快な業務に係る特殊勤務手当）
第７条　不快な業務に係る特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(4)　（略）
(5) 下水道作業手当
２～４　（略）
５　下水道作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。
(1) 下水処理場内で汚水又は汚泥を直接取り扱う作業
(2) 下水道管又はマンホールの内部で行う作業又は検査
(3) 宅内排水設備の内部構造の検査
(4) 合併処理浄化槽の内部構造の検査
別表（第13条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">特殊勤務の区分</th><th>特殊勤務手当の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>不快な業務に係る特殊勤務手当</td><td>下水道作業手当</td><td>１日につき500円（当該作業に従事した時間が１日につき３時間55分に満たない場合は、250円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（不快な業務に係る特殊勤務手当）
第７条　不快な業務に係る特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(4)　（略）
(5) 浄化槽検査手当
２～４　（略）
５　浄化槽検査手当は、職員が合併浄化槽の内部構造を検査に従事したときに支給する。
別表（第13条関係）
<table>
<tr><th colspan="2">特殊勤務の区分</th><th>特殊勤務手当の額</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>不快な業務に係る特殊勤務手当</td><td>浄化槽検査手当</td><td>１日につき500円（当該検査に要した時間が１日につき３時間55分に満たない場合は、250円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。